



発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話：713-3111(代)
FAX：721-5782
発行人：武田 勝
編集責任者：忠田 伸一
広報委員長：忠田 伸一

発行月(年7回発行)：1月・2月・4月・6月・8月・10月・12月

令和3年分 決算個別指導会のお知らせ

(おひとり45分程度、記帳確認と記帳方法については原則指導いたしません)

会場では、決算指導とe-Taxのサポートをさせていただきます。利用方法等は以下をご参照ください。
なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で確定申告期限が延長されても当会の決算指導は3月15日(火)までとなります。

会場

一般社団法人 横浜南青色申告会 (市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分)
南区宿町2-44-6 ☎713-3111

開設期間

令和4年3月15日(火)まで
※土曜、日曜、祝日を除きます。ただし、2月20日(日)と27日(日)は開場します。
※e-Taxの代理送信の受付は令和4年3月1日(火)までとなります。
代理送信をご利用の方はお早めにお越しください。

受付時間

午前8時45分より午後3時30分 (指導は午前9時より開始いたします。)
※会場が混雑している場合、途中で受付を締め切らせていただきます。
※新型コロナウイルスの感染状況により、会館内の入場制限をさせていただきます場合がございます。

ご利用方法

指導は受付順に行いますので、会場に直接お越しください。
※混雑等により待ち時間が長くなる場合がございます。

指導時間

おひとり **45分程度**

持参書類：該当するものをお持ちください。

- OCR用紙 (OCRをご利用の方)
- 税務署より送付された書類 (e-Taxをご利用でない方)
- 過去2年分の決算書及び確定申告書 (所得税・消費税) の控え
- 帳簿及び集計表・試算表・ブルーリターンAご利用の方は、USBまたはパソコン
- 事業用の預金通帳 (お持ちの方)
- 予定納税通知書・中間納付通知書
- 年金の源泉徴収票
- 給与所得の源泉徴収票
- 報酬の支払調書
- 医療費控除の明細書 (記入の上、お持ちください。)
- 国民健康保険料等の年間納付額のお知らせ

右上に
続きます!



- 国民年金の控除証明書
 - 生命・地震保険等の控除証明書
 - 寄付金の領収書
 - 印鑑 (シャチハタ不可)
 - マイナンバーカード・暗証番号 (お持ちの方)
 - 利用者識別番号・暗証番号 (ブルーリターンAでe-Taxをご利用の方)
 - お知らせはがき又はお知らせ通知書 (税務署から届いた方)
 - 番号確認書類 (通知カード等)・身元確認書類 (運転免許証等) の写し (e-Taxをご利用でない方)
 - 専従者及び扶養親族のマイナンバーの写し
 - 電子帳簿保存法の承認申請書の控え (提出されている方)
 - 会員カード (お持ちの方)
 - その他、決算に必要なと思われる書類
- ※資料不足等があった場合、後日来所していただくことになります。

該当するものを
忘れずに
お持ちください!

遵守いただきたい事項

- ① 指導時間内に終わらない場合は、翌日以降再度来所いただきます。
- ② 記帳確認と記帳方法については原則指導いたしません。
- ③ 年末調整の指導を希望された場合、年末調整のみの指導とさせていただきます。
- ④ 医療費控除がある方は、e-Taxの代理送信をご利用いただけません。なお、OCRはご利用いただけます。(書面提出となります。) ただし、青色申告特別控除は最高55万円になります。
- ⑤ 1会員で同日に複数会員 (家族等2名以上) の面談はできません。ただし、複数会員分の指導内容が45分以内で終了できる場合等は除く。
- ⑥ 待合スペースに限りがある為、混雑した場合は、会館からの外出にご協力をお願いいたします。また、人の密を避ける為、極力お1人でご来所ください。
- ⑦ 会館内を換気する為、温度調節ができる服装の準備をお願いいたします。
- ⑧ ご来所の際、必ずマスクの着用をお願いいたします。
- ⑨ 当会館に駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ⑩ 当日、検温をさせていただきます。(37.5度以上ある場合や倦怠感(だるさ)のある方は、入館をお断りさせていただきます。) また、面談中に体調不良になった場合等、症状によっては面談を途中で中止させていただく場合もございます。
- ⑪ 開場前にトイレをお貸しすることはできません。

当会来所時に 会員カードのご提示を お願いします。



当会来所時、受付に上図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしく申し上げます。

会員の皆様へお願い

- ・土地建物等の売却に関する申告は税務署にご相談ください。
- ・お電話でのお問い合わせは

平日 午前10時から午後12時・午後1時から午後5時

の間でお願いいたします。

- ※ 午後12時から午後1時まででは電話対応できかねますのでご了承ください。
- ※ 内容によっては電話で対応できない場合があります。



この会報誌は、FSC® 森林認証紙を使用し、責任ある森林管理を支援しています。

青色だよりは、当会ホームページ (http://yoko373aairo.or.jp) でもご覧いただけます。

横浜南青色申告会

検索



第73期 青色学校開校のお知らせ

複式簿記 生徒募集



◆ 初心者向けの講座です。みなさまのお申込みをお待ちしております。

	月日	講義内容
1回目	4/6(水)	開校式・記帳の基本
2回目	4/8(金)	記帳の基本
3回目	4/11(月)	記帳の仕方
4回目	4/13(水)	記帳の仕方
5回目	4/15(金)	記帳の仕方
6回目	4/18(月)	記帳の仕方
7回目	4/20(水)	決算の仕方
8回目	4/22(金)	決算の仕方
9回目	4/25(月)	決算の仕方
10回目	4/27(水)	決算の仕方・閉校式

【講義時間】 午後 1:30～4:00
 【講師】 東京地方税理士会 横浜南支部所属
 小田島 真佐子 税理士
 【受講料】 5,000円 [教材費含む]
 【締切日】 令和4年3月30日(水)
 (申込は、(一社)横浜南青色申告会事務局まで)
 【募集人員】 15名
 (定員になり次第締切らせて頂きます。尚、受講は受講申込者本人のみとさせていただきます。)
 【場所】 一般社団法人
 横浜南青色申告会 会議室

講義日程および概要

- ✓ こんな方におススメ
 - ・ 記帳について基礎から学びたい。
 - ・ 決算までの流れを学びたい。
 - ・ 複式簿記で記帳して55万円*の青色申告特別控除を受けたい。
- ✓ おススメポイント
 - ・ 基礎知識がしっかり学べ、今後の経営に役立ちます。
 - ・ 55万円の青色申告特別控除を受けると所得税だけではなく **住民税や国民健康保険料が安くなります。**

* e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、65万円の青色申告特別控除になります。また、不動産所得の方は別途要件がございます。

※ 講義日程は上記の通りに開催させていただきますが、都合により変更する場合がございますのであらかじめご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては延期又は中止になる場合がございますのでご了承ください。

特集

消費税 インボイス制度 ④

記載に当たっての留意点

POINT 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
 ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
 ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書					
〇〇(株)御中		〇年11月30日			
請求金額(税込) 60,197円		(株)△△			
※は軽減税率対象		(T123...)			
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 → 8%対象：27,060円(税抜き)
 10%対象：28,158円(税抜き)
- ・ それぞれ、消費税額を計算
 (税率ごとに端数処理1回ずつ)
 → 8%対象：27,060×8/100=2,164.8→2,164円
 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815円
 ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書					
〇〇(株)御中		〇年11月30日			
請求金額(税込) 60,195円		(株)△△			
※は軽減税率対象		(T123...)			
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算
 (その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、
 適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

POINT 取引先コードによる記載

- 適格請求書には、「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載が必要ですが、
 ① 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有しており
 ② 買手においても取引先コード表などから登録番号が確認できる場合
 には、請求書等に取引先コードなどを記載することで「適格請求書発行事業者の氏名又は名称」及び「登録番号」の記載があるものとして取り扱われます。

請求書		
〇〇(株)御中		××年11月30日
11月分 131,200円		△△商事(株)
		取引先コード C016
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

登録番号を取引先コード表で別途共有している場合、登録番号の記載があるものとして取り扱う



特集インボイス制度



国税庁動画チャンネル
【消費税インボイス編】

次号へつづく

振替納税を利用されている方の振替納付日

所得税及び復興特別所得税 **4月21日(木)**

消費税及び地方消費税(個人事業者) **4月26日(火)**

- 上記の振替納付日に申告書の「納める税金欄」又は「申告期限までに納付する金額」欄に記載された額が引き落としされますので、振替納付日の前日までに、あらかじめ指定口座の預貯金残高をご確認ください。
- 残高不足等により引き落としができなかった場合は、納期限(所得税は3月15日、消費税は3月31日)の翌日から延滞税がかかるほか、督促状が送付される、財産の差押えを受ける場合があります。
- 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。



入会のお勧めにご協力を!



- ◆ 紹介ください
 事業主の方
- ◆ ご近所の
 事業主の方
- ◆ ご同業の
 事業主の方

当会では、青色申告の普及と会員増強をはかるため、会員の皆様のお知り合いの事業主のご紹介をお願いしております。
 ご紹介の方が入会されますと、ご紹介していただいた会員の方に記念品をさしあげております。
 当会では、記帳、決算のご相談、会員相互の親睦を目的とした研修旅行など、幅広い活動を行っております。一人でも多くの会員の増強により、税制改正運動などに大きな力を発揮させていただきます。ぜひ、会員の皆様から同業者の方などへ青色申告と会への入会のお勧めをいただきます。当会へご紹介ください。
 皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

あなたの街に
あなたの近くに
青色申告会

お知らせ コーナー

納期のお知らせ

- ◎固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限 2月28日
- ◎令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告
申告期限 3月15日
納期限 3月15日
振替納税の方 4月21日
- ◎確定申告税額の延納の届出書(申告書第1表下部)
申請期限 3月15日
延納した金額の延納期限 5月31日
- ◎贈与税の申告
申告期間 2月1日～3月15日
- ◎個人の青色申告の承認申請
申請期限 3月15日
(1月16日以降新規業務開始の場合は、
その業務開始日から2ヶ月以内)
- ◎個人事業者の令和3年分消費税・地方消費税の確定申告
申告期限 3月31日
納期限 3月31日
振替納税の方 4月26日

無料税務相談(予約制)

- 【日程】 3月22日(火) 4月11日(月)
- 【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
- 【場所】 横浜南青色申告会館
- 【時間】 午後1時より午後4時まで
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

無料法律相談(予約制)

- 【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

●住所変更手続き等のお願い●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

●原稿を募集しています●

会員の皆様から原稿を募集しております。商売のコツや自分が試している健康法、微笑ましい話題など、お気軽にご投稿ください。投稿原稿は、編集の都合上、その内容を変更しない程度で一部修正させていただきます場合もございますので予めご了承ください。

(一社)横浜南青色申告会 広報委員会

●広告募集のご案内●

横浜南青色申告会では青色だよりに掲載する広告を募集しています。会員の皆さんに青色だよりでお店や商品の紹介をしてみませんか? 会員の方限定、掲載料は、月額3,000円(サイズ:縦42mm×横79mm)からとなっております。

詳しくは青色申告会事務局広報担当(713-3111)までお問い合わせください。

固定資産税の『縦覧』制度について(令和4年度)

固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧くださいことにより、納税者ご本人が所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かを確認できる制度です(無料)。

- 期間** 令和4年4月1日(金)から5月2日(月)まで[土・日・祝日を除く](予定)
- 時間** 8時45分から17時00分まで
- 場所** 資産の所在する区の区役所税務課の窓口
- 縦覧できる方** 固定資産税の納税者、その代理人など
- 必要書類** 官公署発行の顔写真付き本人確認書類
【例】 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など
※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の書類が必要です。
※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。
(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)

横浜市税 縦覧帳簿の縦覧

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、ご自宅から市税の納付ができます。

- ◆納付方法 スマホ決済 クレジット納付 ペイジー収納 口座振替

※ペイジー納付及び口座振替可能な金融機関に、PayPay銀行、楽天銀行が追加されました。

横浜市税 納付方法

消費税の課税事業者の方へ

一般課税の方は売上げや仕入れ(経費)を、簡易課税の方は売上げを税率ごとに区分して記帳(区分経理)を行う必要があります。消費税の決算指導会にお越しの際は、必ず区分経理した帳簿をご持参ください。消費税の決算指導会は、令和4年3月17日(木)から3月31日(木)までとなります(未払消費税を計上されている方を除く)。区分経理ができていない場合等、複数回お越しいただくこととなりますので消費税の決算指導会には余裕をもってお越しください。

【事前準備】

- ◇一般課税の方
区分経理した帳簿を基に、右表の課税取引金額計算書にて消費税の課税取引金額を計算します。
- ◇簡易課税の方
区分経理した帳簿を基に消費税の課税取引金額を計算し、事業区分ごとに課税売上高を集計します。
- ◇ブルーリターンAをご利用の方
消費税の税区分(課税・免税・非課税・不課税)を税率ごとに入力します。

※当会HPよりダウンロードできます。

※ご不明な点がある方は青色申告会事務局(713-3111)へお問い合わせください。

ブルーリターンA

会計ソフトの導入を検討されている方は、是非、青色申告会の会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用ください。ブルーリターンAを活用すると、複式簿記が苦手な方でも青色申告特別控除55万円*1の近道になります。入力した取引は複式簿記の帳簿にも自動転記・集計され、「貸借対照表」や「損益計算書」はボタンひとつで作成されます。ブルーリターンAは、4月20日(水)より事務局にて販売させていただきます。購入をご希望の方は、事務局へご連絡の上、お越しください。

導入時 **価格 29,700円(税込)** 保守料3年分含む*2

4年目以降は保守料 1年あたり 3,300円(税込)

*1 e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと65万円の青色申告特別控除になります。
*2 毎年の税制改正等に対応したソフトをお届けするために保守料を承ります。保守料は3年分の一括前払となります。

記帳支援システム

パソコンが苦手な方や55万円の青色申告特別控除*3は受けたいけれど記帳事務の負担がという方は、記帳支援システムをご利用ください。記帳支援システムとは、専用の伝票に日常取引を記入し、青色申告会のOCRを利用して複式簿記の帳簿を作成するシステムです。システムの概要等、詳しいことをご知りになりたい方は、事務局までお越しください。

利用料金 **月額 3,000円**から (仕訳数により、利用料が異なります。)

*3 e-Taxによる申告(電子申告)を行うと65万円の青色申告特別控除になります。

●確定申告書の提出期限は…●

所得税及び復興特別所得税・贈与税

3月15日(火)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者)

3月31日(木)まで

●会館休館のお知らせ●

令和4年3月16日(水)は、休館させていただきます。皆様には大変ご迷惑をおかけすることになります。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

3 4 月の予定

3月24日(木) 三役会 (青申会 13時)
理事会 (青申会 14時)

4月6日(水) 青色学校(開校式)
(青申会 13時30分～16時)

4月8日(金)・11日(月)・13日(水)・15日(金)・18日(月)
・20日(水)・22日(金)・25日(月)
青色学校
(青申会 13時30分～16時)

4月27日(水) 青色学校(閉校式)
(青申会 13時30分～16時)

支部等行事予定表

3月

17日(木) 寿支部 代議員信任投票 (青申会 18時)
磯子支部 代議員信任投票 (杉田劇場会議室 15時)

18日(金) 港南支部 代議員信任投票 (中之丸町内会館 18時30分)

22日(火) 大岡支部 代議員信任投票 (青申会 16時)
大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)

27日(日) 金沢支部 代議員信任投票 (洲崎町内会館 18時)

4月

5日(火) 寿支部 定例役員会 (青申会 14時)

19日(火) 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)

代議員立候補の受付 及び 信任投票日のお知らせ

本会の代議員の任期満了に伴い、代議員の立候補の受付及び信任投票を実施します。代議員の立候補の申込みをされる方は、3月2日(水)迄に事務局へお申し出ください。信任投票につきましては、下記日時に実施します。信任投票に出席される方は、準備の都合もございますので3月4日(金)迄に事務局へご連絡ください。

寿支部	3月17日(木)	18時00分～19時00分	横浜南青色申告会館
大岡支部	3月22日(火)	16時00分～17時00分	横浜南青色申告会館
港南支部	3月18日(金)	18時30分～19時30分	中之丸町内会館
磯子支部	3月17日(木)	15時00分～17時00分	杉田劇場会議室
金沢支部	3月27日(日)	18時00分～19時00分	洲崎町内会館

支部総会開催のお知らせ

各支部の総会を下記の通り開催いたします。支部総会は会員総会となりますので会員の皆様のご出席いただけます。ご出席希望の方は、下記によりお申込みください。

●各支部定時総会開催日時

寿支部総会	5月12日(木)	午後3時より	横浜南青色申告会館
大岡支部総会	5月10日(火)	午後3時より	横浜南青色申告会館
港南支部総会	5月9日(月)	午後3時より	横浜南青色申告会館
磯子支部総会	5月13日(金)	午後3時より	杉田劇場会議室
金沢支部総会	5月11日(水)	午後3時より	龍華寺

●申込方法

所属支部に
4月28日(木)までに
お電話で
お申込みください。

寿支部	上矢	731-2857
大岡支部	加藤	741-4876
港南支部	港南支部事務所	374-3470
磯子支部	竹清	772-2037
金沢支部	鈴木	772-3340

●支部管轄一覧

所属支部は下表でご確認ください。ご不明な場合は事務局までお問い合わせください。

支部名	寿支部	支部名	大岡支部
町名	南区 浦舟町、永楽町、櫻町、庚台、唐沢、共進町、山王町、山谷、清水ヶ丘、宿町、白金町、白妙町、新川町、高砂町、高根町、中村町、西中町、八幡町、花之木町、日枝町、東蒔田町、伏見町、二葉町、平楽、堀ノ内町、蒔田町、前里町、真金町、万世町、南吉田町、三春台、宮元町、睦町、吉野町、南太田	町名	南区 井土ヶ谷上町、井土ヶ谷中町、井土ヶ谷下町、大岡、大橋町、弘明寺町、通町、中里、中島町、永田東、永田南、永田山王台、別所、別所中里台、六ッ川、若宮町、永田北、永田台、永田みなみ台
支部名	港南支部	支部名	磯子支部
町名	港南区全域	町名	磯子区全域
支部名	金沢支部		
町名	金沢区全域		

見舞金等に関する給付規定改定のお知らせ

令和4年1月11日に開催された理事会において、見舞金等に関する給付規定の一部を改定することが承認・可決されました。令和4年4月1日より次のとおり実施されますので、お知らせいたします。

見舞金等に関する給付規定

- 第1条 一般社団法人横浜南青色申告会定款(以下単に「定款」と称す)第4条(8)の事業について見舞金等に関する給付を行うものと同規定に関し次のように定める。
- 第2条 火災及び死亡により給付を受けるものは、定款による会員とする。
- 第3条 会員が火災により被害を被った場合及び会員の死亡に伴い名義変更する場合、下記により給付する。
 1. 火災の場合………全焼、半焼等、被害の程度の規模に関わらず1万円。但し、火災の原因が会員及び家族の故意による場合は給付しない。
 2. 会員死亡の場合……5千円
- 第4条 会員はあらかじめ一般社団法人横浜南青色申告会(以下申告会と称す)に住所または営業所所在地のどちらか一方、及び氏名、業種を登録しなければならない。ただし、住所、または営業所の登録がない場合は住所とする。
 1. 火災見舞金の対象物件は、住所、または営業所(営業所と同一棟の住居を含む)及び、隣接する倉庫工場を併せて一単位とし、同建物内収容の商品、什器、家財等を含む。
 2. 弔慰金の対象は、会員とする。
 3. 火災による死亡の場合は、火災見舞金のみ給付する。
- 第5条 前条の登録をしない者、虚偽の登録をした者及び登録された以外の者に対しては、給付を行わない。
- 第6条 会員に給付の事由が発生したときは、会員は地区役員を経由して申告会にその事実を届出なければならない。届出があった場合特別の事由がない限り届出後速やかに給付を行うものとする。但し、給付事由が生じた後1年を経過したときは受給権を失う。
- 第7条 異常事態の災害(地震、噴火、津波、戦争、暴動等)による火災及び死亡については給付を行わない。

共済事業報告

【本人死亡】

◆大岡支部
間部美代子様

◆金沢支部
阿部誠二様

謹んでお悔やみ
申し上げます。



会員コミュニケーション大会
中止のお知らせ

毎年4月に開催しております会員コミュニケーション大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にすることといたしました。何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

